



事務連絡
平成24年5月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第377号及び第378号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望のあった医薬品（内用薬6品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 品目数 | 8,663 | 3,837 | 2,432 | 27 | 14,959 |

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬2品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 品目数 | 137 | 132 | 34 | 1 | 304 |

(参考1)

薬価基準告示

| No | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬価(円) |
|----|------------------------------|------------------|--------------|----------|
| 1 | 内用薬 ㊦ アルタットカプセル37.5mg | ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩 | 37.5mg 1カプセル | 27.30 |
| 2 | 内用薬 ㊦ アルタットカプセル75mg | ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩 | 75mg 1カプセル | 44.60 |
| 3 | 内用薬 アルタット細粒20% | ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩 | 20% 1g | 118.90 |
| 4 | 内用薬 ストラテラカプセル40mg | アトモキセチン塩酸塩 | 40mg 1カプセル | 448.40 |
| 5 | 内用薬 ホスレノール顆粒分包250mg | 炭酸ランタン水和物 | 250mg 1包 | 194.10 |
| 6 | 内用薬 ホスレノール顆粒分包500mg | 炭酸ランタン水和物 | 500mg 1包 | 284.80 |
| 7 | 外用薬 エリザス点鼻粉末200 μ g28噴霧用 | デキサメタゾンシペシル酸エステル | 5.6mg 1瓶 | 1,758.40 |
| 8 | 外用薬 ル・エストロジェル0.06% | エストラジオール | 0.06% 1g | 27.80 |

(参考2)

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

| No | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬価(円) |
|----|---------------------|-----------------|---------------|-------|
| 1 | 内用薬 ㊟ アルタットカプセル37.5 | ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩 | 37.5mg 1 カプセル | 27.30 |
| 2 | 内用薬 ㊟ アルタットカプセル75 | ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩 | 75mg 1 カプセル | 44.60 |